

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム
「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる
包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」
全体マネジメント会議運営規程

令和8年7月28日 事務第0728-01号
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目的）

第1条 本規程は、「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム」（以下「BRIDGE」という。）「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」（以下「金融包摂」という。）の円滑な進捗管理、事業支援、毎年度の評価等のマネジメント業務等のために実施する「全体マネジメント会議」（以下「本会議」という。）の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

（開催及び運営）

- 第2条 本会議は、原則として3か月に1回、BRIDGE金融包摂の研究推進法人たる国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究推進法人」という。）が開催する。
- 2 研究推進法人は、本会議の運営に係る事務を行う。
 - 3 研究推進法人は、本会議の開催日程及び議事内容について各省庁が関連施策の有識者その他の関係者として任命したプログラムディレクター（以下「PD」という。）と協議の上、決定するものとする。
 - 4 PDは、第1項記載の定例会議のほか、必要のあるときはいつでも、研究推進法人に対して、本会議の開催を求めることができる。

（本会議の議題）

- 第3条 本会議の議題は、次に掲げる内容とする。
- （1）研究開発テーマの計画の策定・実施・進捗等の状況に関する報告
 - （2）研究開発計画及び予算に関すること
 - （3）研究開発計画に基づく運営、進捗管理等の支援に関すること
 - （4）自己評価に関すること
 - （5）出口戦略に関すること
 - （6）その他、研究実施にあたって、PD、業務アドバイザー及び各研究開発責任者において全体で協議・調整等を要する事項

(構成員)

第4条 本会議の構成員は以下の通りとする。

- (1) PD
- (2) 業務アドバイザー
- (3) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室及び老健局認知症施策・地域介護推進課
- (4) 金融庁 監督局 総務課及び企画市場局 総務課 調査室
- (5) 消費者庁 地方協力課
- (6) 研究開発責任者及び研究推進法人の同意を得て研究開発責任者が指名した者
- (7) その他、研究推進法人が必要と認めた者

2 前項(6)に定める構成員は、本会議に欠席する場合、事前に研究推進法人の承認を得た上で、代理人を出席させることができる。

(オブザーバー)

第5条 PD又は研究推進法人が必要であると認める場合、研究推進法人は、オブザーバーとして次に掲げる者を本会議に出席させることができるものとする。

- (1) 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局の職員
- (2) その他、PD又は研究推進法人が必要と認めた者

2 オブザーバーは本会議に出席し、議長の指揮に従い、必要な事項について発言することができる。

(議長)

第6条 本会議に議長を置き、本会議を代表する。

- 2 議長は、PDとする。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長が本会議を欠席する場合は、予めPDより指名された業務アドバイザーが、その職務を代理する。

(公開)

第7条 本会議は、研究開発に係る非公開の知見・知識、着想、技術等を含むことに鑑み、原則として非公開とする。

(議事録)

第8条 本会議の議事録は、原則として非公開とする。ただし、法令に基づく場合、その他研究推進法人が必要と認めたときは、議長と協議の上、議事録のその全部又は一部を適切な方法により公開することができる。

(秘密保持義務)

第9条 秘密情報とは、研究開発テーマに関連して書面及び口頭で提供された研究開発に関する全ての情報及び研究推進法人より秘密にすることが指定された情報をいう。

- 2 構成員及びオブザーバー（以下「出席者」という。）は、秘密情報について研究開発テーマにより公知とならない限り、これを秘密にし、研究開発テーマの書面による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、秘密情報の開示を受けた時点で既に出席者が保有していたことを証明できるものについてはこの限りではない。なお、出席者が辞任その他の事由により BRIDGE 金融包摂への関与がなくなった後も同様の義務を負う。
- 3 前項の規定において、出席者及び研究開発テーマ内の遂行に関わる者との間で、厳格な情報管理の下に、その職務遂行のため、知り得た秘密情報を共有することを妨げるものではない。

(雑則)

第10条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、議長と研究推進法人との間で協議の上、定める。

第11条 本規程の有効期間は、BRIDGE 金融包摂の実施期間とする。ただし、第9条については、BRIDGE 金融包摂の終了後5年間有効とする。

第12条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。

附則

本規程は、研究推進法人の組織決定を経て令和8年7月28日から施行する。